

消費生活協同組合法第十二条第三項但書の規定に基づく員外利用の許可について
(昭和二十九年六月一七日)
(社発第四七四号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

標記については、予てから慎重な措置をとられており、法の趣旨に反する許可をなしている例はないことと思うが、今般租税特別措置法の改正に伴う法人税課税上の特例措置の適用等に関して許可の基準を明確にする必要があり、又そのことが、消費生活協同組合法施行上も緊要のことと思われるので、新たな許可に際しては勿論、既になされた許可についても、左記の基準に準拠して、員外利用の許可の適用を期せられたい。
なお租税特別措置法第八条の五第四項の適正上の員外利用の承認基準として左記基準によることについては、大蔵当局とも協議済のことであるから、念のため申し添える。

記

- 1 員外利用の許可は、組合員の利用を妨げない限度においてなされるものであること。
- 2 組合の山間僻地にあり、その附近に類似の物品を供給する一般商店が少いため、組合員以外の者に、日常生活に必要な物資を供給するとき。
- 3 組合が左に掲げる事業を営む場合において、組合員以外の者に、当該事業を利用せしめるとき。
 - (1) 保育所経営
 - (2) 医療施設経営(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法又は日雇労働者健康保険法に基づく被保険者(その被扶養者を含む。)生活保護法に基づく医療扶助を受ける者及び緊急を要する一般受診者のみに利用せしめる場合であつて、その地域における医療施設の普及が十分でなく受診が不便である場合に限る。
 - (3) 電気、ガス又は水道施設経営
- 4 生活保護法に基づく被保護者であつて、当該組合が、組合員に準じて取扱う旨の証票を交付した者にその事業を利用せしめるとき。
- 5 昭和二十九年度終了の日までの間に限り、当該組合に六月以内に加入することを予約した者に対して、その事業を利用せしめるとき。
- 6 他の消費生活協同組合又は同連合会に、その有する物品を供給するとき。
- 7 組合が、煙草又は米穀の販売業を営む場合において、その購入を求める者に供給するとき。